

ガス小売供給約款	備考	簡易ガス供給約款
<u>ガス小売供給約款（上平田ニュータウン）</u>		<u>簡易ガス供給約款（上平田ニュータウン）</u>
I 小売約款の適用	変更	I 供給約款の適用
1. 適用	変更	1. 適用
（１）当社が使用の申込みに応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件（以下「供給条件等」といいます。）は、このガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）によります。	変更	（１）当社が一般の需要に応じ、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する場合のガス料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この簡易ガス供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
（２）この小売約款は、別表第１の供給地点群に適用いたします。	変更	（２）この供給約款は、別表 第１の供給地点（東北経済産業局長の許可を受けた地点をいいます。以下同じ。）に適用いたします。
（３）この小売約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。	変更	（３）この供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの供給約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。
2. 小売約款及び変更の揭示等	変更・追加	2. 供給約款の認可及び変更
（１）当社は、この小売約款を、当社の本社事務所、供給所（以下「本社等」といいます。）に揭示し、当社のホームページにも掲載いたします。		（１）この供給約款は、ガス事業法第３７条の７第１項において準用する同法第１７条第１項の規定に基づき、東北経済産業局長の認可を受けて設定し、その後同条同項、第３項又は第６項の規定に基づき変更をしたものです。
（２）当社は、契約期間中であってもこの小売約款を変更することがあります。この場合、供給条件等は、変更後の小売約款によるものとし、（４）及び（５）の規定に従い変更後の小売約款の揭示及び書面交付等を行います。		（２）当社は、ガス事業法第３７条の７第１項において準用する同法第１７条第１項の規定に基づき、東北経済産業局長の認可を受けて、又は同条第３項若しくは第６項の規定に基づき東北経済産業局長に届け出て、この供給約款を変更することがあります。これらの場合、料金その他の供給条件は、変更後の簡易ガス供給約款によります。
（３）お客さまは、この小売約款の変更に異議がある場合は、ガス小売供給契約を解除することができます。		
（４）当社は、この小売約款を変更する場合は、原則として変更実施日の１０日前までにその変更の内容を本社等に揭示して周知いたします。		
（５）この小売約款を変更する場合において、変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付並びに変更後の書面交付を、特に求めがある場合を除き、以下のとおり行うことをあらかじめ承諾していただきます。ただし、（６）に定める場合を除きます。		
① 変更しようとする供給条件等の事前の説明及び書面交付は、訪問、書面の送付、インターネット上での開示、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が定めた方法」といいます。）により、当該変更をしようとする事項のみについて行います。		
② 変更後の書面交付は、当社が定めた方法により、当該変更をした事項のほか、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号を記載して行います。		
（６）この小売約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のガス小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合は、特に求めがある場合を除き、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すること及び変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただ		

ガス小売供給約款	備考	簡易ガス供給約款
きます。 3. 用語の定義 この小売約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。 — 圧 力 — (1)「圧 力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。 (2)「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。 (3)「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。 — ガス工作物 — (4)「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。 ((6) から (11) までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。) — 供給施設 — (5)「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓ならびにそれらの附属施設をいいます。 — 導 管 — (6)「本 支 管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に敷設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号のすべてを満たす私道に敷設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。 ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること (7)「供 給 管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。	変更 変更	3. 用語の定義 この供給約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。 — 圧 力 — (1)「圧 力」…ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。ガス機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。 (2)「最高圧力」…お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。 (3)「最低圧力」…お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。 — ガス工作物 — (4)「ガス工作物」…ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます。 ((6) から (11) までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。) — 供給施設 — (5)「供給施設」…ガス工作物のうち、導管、整圧器、ガスメーター及びガス栓ならびにそれらの附属施設をいいます。 — 導 管 — (6)「本 支 管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に敷設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。なお、次の各号のすべてを満たす私道に敷設する導管については、将来当社が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。 ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能であること ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること ⑤ その他、当社が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること (7)「供 給 管」… 本支管から分岐して、お客さまが所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。

